

会計年度任用職員（児童生活指導員）募集要項

職名（職種）	会計年度任用職員（児童生活指導員（昼間・夜間））
採用予定人数	若干名
職務内容	1 一時保護児童の生活指導用務 2 一時保護所内の庁舎管理用務
応募資格	1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（短期大学を除く。）において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学を専修する学科を修めて卒業した者 2 保育士の資格を有する者 3 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の資格を有する者 4 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者 5 前各号に掲げると同等以上の能力を有すると認められる者 地方公務員法第 16 条に規定される下記いずれかに該当する方は受験できません。 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない方 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
求める人材	児童福祉や学校教育の現場経験のある方 不定期勤務に対応できる方
任用期間	任用開始日から令和 3 年 3 月 31 日まで ※採用後、1 か月間は条件付採用期間となります。 ※勤務成績が良好な場合、再度任用の可能性あり
勤務場所	札幌市児童福祉総合センター（札幌市中央区北 7 条西 26 丁目） ※勤務場所は敷地内禁煙です。
勤務所属	札幌市子ども未来局児童相談所
勤務日・時間	・勤務回数：4 週間当たり 8 回を超えない範囲 ・休 日：4 週間当たり 20 日以上 ・勤務時間：4 週間を通じて 1 週間当たり 15 時間を超えない範囲とし、1 回当たりの割振りは次のいずれかです。 1 日勤（7 時間 30 分） 8 時 45 分から 17 時 00 分まで 2 夜勤（11 時間 45 分） 16 時 45 分から翌日 9 時 00 分まで ・休憩時間：勤務の割振りにより次のいずれかです。 1 上記 1 の場合 1 2 時 15 分から 13 時 00 分までの 45 分 2 上記 2 の場合 1 時 30 分から 6 時 00 分までの 4 時間 30 分 ※時間外勤務を命ずる場合あり
給与	勤務時間 1 時間当たり 1, 135 円（地域手当を含む） （日額換算にして、日勤：8, 512 円、夜勤 13, 336 円程度） ※上記の金額は令和 2 年 8 月時点のものですが、給与改定等により採用時に、変更されることがあります。 ※上記の他、特殊勤務手当（勤務時間 1 時間当たり 129 円程度）が支給されます。また、夜勤の場合は、夜間勤務手当（1 回の夜勤につき 1, 966 円程度）が支給されません。
諸手当	通勤手当、時間外勤務手当等有（支給要件有）
休暇	年次休暇（年 1 日）※勤務日数により変更の可能性有
社会保険	適用なし
福利厚生	不加入
公務災害	補償制度有
服務	地方公務員法上の各規定が適用（サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義

	<p>務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等) ※パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業が可能</p>
スケジュール 応募方法	<p>・応募受付期間：随時 ・面接日程：随時 ・合否決定時期：随時 ・応募方法：上記受付期間までに所定様式の写真付き履歴書（※）を下記まで持参 または郵送</p> <p>※書類選考後、面接を行う方にのみ電話で連絡いたします。 ※職歴（特に正規・非正規問わず札幌市職員としての職歴）は漏れなく記載してください。 ※提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 ※合否に関するお電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。</p> <p>【履歴書送付先（募集者）】 〒060-0007 札幌市中央区北7条西26丁目 児童福祉総合センター 札幌市子ども未来局児童相談所地域連携課 宛 ※封筒の表に「児童生活指導員（昼間・夜間）履歴書在中」と朱書き</p>
個人情報の 取扱い	<p>履歴書等に記載いただいた個人情報は、札幌市会計年度任用職員の選考及び任用に関する 事務以外の目的には利用いたしません。</p>

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。